

しぶかわ暮らし応援クーポン券 よくあるお問合せ (取扱店向け)

令和4年6月21日作成

取扱店の登録・申請に関すること

- Q1 市内で店舗又は施設を営んでいれば、取扱店に登録できますか。
- Q2 個人事業主で住所地は市外ですが市内に店舗はあります。取扱店に登録できますか。
- Q3 市内に店舗が2つありますが、1度の申請でよいですか。
- Q4 1つの店舗で小売業と飲食サービス業を営業しています。それぞれでの申請が必要ですか。
- Q5 群馬県の「ストップコロナ！対策認定制度」の対象となる小売・飲食サービス業等の店舗とは、どのような店舗ですか。
- Q6 令和3年度のモノ・コトクーポン券の取扱店で小売業の店舗ですが、ストップコロナ！対策認定を取得していません。今回のしぶかわ暮らし応援クーポン券の取扱店には登録できないのですか。
- Q7 群馬県の「ストップコロナ！対策認定制度」の認定を取得していること及び有効期限が確認できる書類とはなんですか。
- Q8 申請書はどこでもらえますか。
- Q9 申請はいつまでできますか。
- Q10 取扱店に登録されたことは、どのように確認できますか。

クーポン券の利用に関すること

- Q11 1度に複数枚のクーポン券は利用できますか。
- Q12 割り引き後の金額の支払いは、現金でないといけないですか。
- Q13 たばこを食品を同時に購入する場合、クーポン券の利用はできますか。
- Q14 ビールや酒の購入に、クーポン券を利用できますか。
- Q15 コンビニエンスストアで、通信販売の支払いにクーポン券は利用できますか。
- Q16 他の商品券や割引券との併用は可能ですか。
- Q17 商品券を用いた取引において引き渡した商品について、返品希望がありました。この場合どのように取り扱えばいいですか。

取扱店の登録・申請に関すること

Q 1 市内で店舗又は施設を営んでいれば、取扱店に登録できますか。

A 1 取扱店に登録できる店舗又は施設は、次のいずれかに該当する店舗又は施設です。

(1) 市内に本社が所在する法人が営む市内の店舗又は施設

(2) 個人事業主が営む市内の店舗又は施設

(3) 買い物弱者の支援を目的として、市内を巡回して営業を行う移動販売店舗

※ チェーン店及び大規模小売店舗の場合も、上記の条件に該当する店舗又は施設は登録できます。

次のいずれかに該当する店舗又は施設は、取扱店に登録できません。

- ・ 本社が市外に所在する法人が営む店舗又は施設。ただし、移動販売店舗の場合はこの限りではありません。
- ・ 群馬県が実施する「ストップコロナ！対策認定制度」の対象となる小売・飲食サービス業等の店舗又は施設で、当該認定を取得していない店舗又は施設
- ・ 風営法第2条に規定する営業を行っている店舗又は施設（風営法第2条第6項第4号に規定された施設以外の旅館業法第3条第1項の営業許可を受けた店舗又は施設を除きます。）
- ・ 渋川市暴力団排除条例（平成24年渋川市条例第30号）第2条第1項に規定する暴力団に関係する事業者が営む店舗又は施設
- ・ 法令又は公序良俗に反する営業を行っている事業者が営む店舗又は施設

Q 2 個人事業主で住所地は市外ですが市内に店舗はあります。取扱店に登録できますか。

A 2 個人事業主の場合は、営む店舗が市内にあれば取扱店に登録できます。

Q 3 市内に店舗が2つありますが、1度の申請でよいですか。

A 3 市内に複数の店舗を営んでいる場合、店舗又は施設ごとに申請が必要です。

Q 4 1つの店舗で小売業と飲食サービスを営業しています。それぞれでの申請が必要ですか。

A 4 店舗又は施設ごとの申請となりますので、1度の申請となります。申請書の業種の欄は、主たる事業の業種を記入してください。

なお、取扱店一覧への掲載について、両業種を希望する場合は、商工振興課へご相談ください。

Q 5 群馬県の「ストップコロナ！対策認定制度」の対象となる小売・飲食サービス業等の店舗とは、どのような店舗ですか。

A 5 群馬県が実施する「ストップコロナ！対策認定制度」の対象となる小売・飲食サービス業等の店舗又は施設とは、日本標準産業分類（平成25年総務省告示第405号）の大分類のうち、次に掲げる事業を営む店舗又は施設です。

- (1) 卸売業、小売業（ただし、卸売業を除く～
- (2) 宿泊業、飲食サービス業
- (3) 生活関連サービス業、娯楽業
- (4) 教育、学習支援業（ただし、学校教育を除く。）

Q 6 令和3年度のモノ・コトクーポン券の取扱店で小売業の店舗ですが、ストップコロナ！対策認定を取得していません。今回のしぶかわ暮らし応援クーポン券の取扱店には登録できないのですか。

A 6 小売業は、「ストップコロナ！対策認定制度」の対象となる小売・飲食サービス業等の店舗となりますので、認定を取得していない場合、しぶかわ暮らし応援クーポン券の取扱店には登録できません。

Q 7 群馬県の「ストップコロナ！対策認定制度」の認定を取得していること及び有効期限が確認できる書類とはなんですか。

A 7 認定証の写しや認定ステッカー又は認定ポスターの写真などです。ステッカーやポスターの写真を提出する場合は、認定番号と有効期限が確認できるように、アップにして撮影してください。

Q 8 申請書はどこでもらえますか。

A 8 市ホームページからダウンロードできます。また、商工振興課（市役所第二庁舎）の窓口でも配布します。

Q 9 申請はいつまでできますか。

A 9 令和4年11月18日（金）まで受け付けています。

ただし、市民へ配布する「取扱店一覧」へ掲載するためには、令和4年7月20日（水）までに申請する必要があります。7月21日（木）以降に申請のあった店舗については、市ホームページ上での周知となります。

Q 10 取扱店に登録されたことは、どのように確認できますか。

A 10 申請書受理後、審査を行い、取扱店の登録となりましたら、市から「取扱店登録通知書」を申請者の所在地（又は住所）へ郵送します。併せて、取扱店登録証明書、取扱店ポスター、その他関係書類を同封し送付します。取扱店ポスターは店頭など利用者の見やすい場所へ掲示してください。

クーポン券の利用に関すること

Q11 1度に複数枚のクーポン券は利用できますか。

A11 利用できます。しぶかわ暮らし応援クーポン券は、1回あたりの会計金額が1,000円以上の時に、1,000円ごとに1枚を上限として利用できるものです。利用枚数例は次のとおりです。

999円以下 クーポン券の利用はできません。

1,000円～1,999円 1枚まで利用可能

2,000円～2,999円 2枚まで利用可能

3,000円～3,999円 3枚まで利用可能

4,000円～4,999円 4枚まで利用可能

以降同様に、1,000円増額ごとに1枚追加した枚数を上限として利用可能です。

Q12 割り引き後の金額の支払いは、現金でないといけないですか。

A12 現金以外の支払いも可能です。各店舗の決済方法で対応してください。

Q13 たばこ食品を同時に購入する場合、クーポン券の利用はできますか。

A13 別々の会計としてください。たばこは法律で定価販売が義務づけられていますので、本クーポン券の対象外となります。

Q14 ビールや酒の購入に、クーポン券を利用できますか。

A14 利用できます。ただし、ビール券は換金性の高いものとなりますので、対象外となります。

Q15 コンビニエンスストアで、通信販売の支払いにクーポン券は利用できますか。

A15 利用できません。収納代行等、取扱店以外の事業者への支払いは対象外となります。

Q16 他の商品券や割引券との併用は可能ですか。

A16 その他の商品券や割引券の券面の金額を控除後、会計金額が1,000円以上である場合、併用して差し支えありません。ただし、その他の商品券や割引券に、他のものとの併用不可等の条件がある場合がありますので、よくご確認の上対応してください。

Q17 商品券を用いた取引において引き渡した商品について、返品希望がありました。この場合どのように取り扱えばいいですか。

A17 返品することは可能ですが、他の商品またはサービスとの交換により対応してください。クーポン券と現金との交換はできませんので、現金を返還することはできません。また、一度、取扱店舗記入欄に店舗名称を記入したクーポン券は、再び使用することはできないため、クーポン券を返却することはできません。